

# 再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）における 平成 28 年度新規参入者向け調達価格等に対する意見

平成 28 年 3 月 7 日

日本商工会議所

## 1. 現状認識および基本的考え方

### (1) エネルギー政策に対する現状認識および基本的考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、電力コストは震災前と比較して上昇したままの状況が続いている。当所はかねてより、企業経営に大きな影響を及ぼしている電力コスト上昇に一刻も早く歯止めをかけ、早急に震災前の水準に戻すことが必要と主張している。しかし、震災からおよそ 5 年が経過したが、未だ実現できていない。

電気料金の構成要素のうち、「基本料金+電力量料金」は原子力発電所の停止に伴う燃料費増加等により一部の地域では値上げされたままの状況が続いている。さらに、「F I T 制度に基づく再エネ発電賦課金」に至っては、毎年、当該年度の賦課金が積み重なる仕組みであることから、28 年度以降も賦課金が増加することは確実である。このような状況を早急に改善するため、安全が確認された原子力発電所の早期運転再開とあわせて、国民負担抑制効果が確実に見込める内容での F I T 制度の抜本的見直しが急務である。

### (2) 改正法案が国会へ提出された F I T 制度の見直しについて

平成 28 年 2 月に国会へ提出された再生可能エネルギー特別措置法改正案には、「コスト効率的な導入」の手段として、入札制度の導入や数年先の認定案件の買取価格提示などが盛り込まれたが、当所が 1 月 15 日に提出した意見の基本的主張である、今後の導入量や賦課金総額の目標値設定、買取価格・期間・方法・導入量を総合的にコントロールする仕組みの構築等に繋がる内容とは言い難い。

### (3) 平成 28 年度新規参入者向け調達価格等に関する基本的考え方

出力 10kW 以上の太陽光の調達価格について、平成 27 年度の 27 円/kWh（7 月 1 日以降）が 28 年度の案では 24 円/kWh に引き下げられたことは、電力コストの低減に向け一定の評価ができる。しかし、内部収益率は据え置きとされ、国民負担抑制よりも再生可能エネルギー発電事業者のビジネスリスク軽減を重視している感が未だに強く、再エネの導入促進と国民負担抑制の両立が図られたとは言えない。

F I T 制度創設以降、毎年、国民負担が倍増してきた経緯を踏まえると、28 年度調達価格の水準が国民負担に与える影響を軽視することはできない。再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 4 項、さらには改正法案が国会へ提出された F I T 制度見直しの方向性を念頭に、可能な限り調達価格の水準を引き下げること、賦課金負担の抑制を確実に実現すべきである。このような視点に基づき、以下の個別項目について意見を提出する。

## 2. 個別要望項目

### (1) 平成 28 年度調達価格（案）の見直し

#### ①適正コスト算定方法の見直し

今回提示された調達価格（案）は、これまでと同様に、再生可能エネルギー発電事業者から提出されたコストデータを基に算定されている。

このコストデータはあくまで過去の実績である。参考にはするものの、将来の調達価格を決定する際に利用するデータとしては、今後の価格低減ポテンシャル等を厳格に分析し、その結果を織り込んだ想定コストを利用すべきである。

#### ②コストダウンや技術革新の促進

過度に高い調達価格を続けた場合、コストダウンや電力供給安定化に向けた事業者の技術革新の努力を行う意欲を減退させ、国民負担も高止まりする可能性が高い。事業者のコストダウンや技術開発への努力を誘発するため、ドイツなど海外主要国との乖離も念頭に、調達価格を引き下げるべきである。

#### ③バランスの取れた再生可能エネルギー源の導入促進

資源エネルギー庁が公表した平成 27 年 10 月末時点の認定実績によると、認定量の 88.2%を非住宅太陽光が占めており、住宅用太陽光も合わせた太陽光全体では 93.2%と 9 割を超えている<sup>1</sup>。出力が天候に左右されて不安定な太陽光への偏重は、将来、安定的な電力供給体制を毀損する可能性を秘めている。さらに、電力需要は、雨天・曇天や日没時など太陽光が発電できない時間帯に消滅するわけではなく、その間の需要を賄うために主として火力発電に依存しなければならない。その結果、FIT 賦課金という国民負担により再生可能エネルギーを普及させても、その負担に見合った効果が得られないという結果をもたらす可能性がある。

このような状況を解消するためには、太陽光発電の導入ペースを抑制し、出力が安定する地熱や水力などベースロード電源の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。そのため、平成 28 年度調達価格を決定する際には、特に認定量が突出している出力 10kW 以上の非住宅太陽光について、調達価格を大幅に引き下げるべきである。

#### ④内部収益率の引き下げ

調達価格には、再生可能エネルギー発電事業者が申告したコストデータに、「適正な利潤」として、内部収益率が上乘せされている。ビジネスの世界では、事業者は、取り扱う商品・サービスの価格など将来の市場動向を予測して、それに対

<sup>1</sup> 資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」で公表されている「再エネ設備認定状況（件数、出力）」の平成 27 年 10 月末時点データを利用して日商事務局が試算  
[http://www.fit.go.jp/statistics/public\\_sp.html](http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)

応するための経営を行っており、常に自らの能力・責任の下でリスクを負っている。内部収益率の存在は、再生可能エネルギー発電事業者に対し、国民が負担している賦課金を基にビジネスリスクを縮小させ安定的な経営を約束していると言っても過言ではない。平成 27 年度の賦課金総額が約 1 兆 3 千億円に達し、今後も増加し続けることが確実である状況を鑑みて、一般的な感覚では想定しづらい国民負担によるビジネスリスク縮小を現状のまま看過することはできない。

このため、国民負担抑制と再生可能エネルギー発電事業者による適切なビジネスリスク負担の両立を実現するため、調達価格算定時に利用する内部収益率を引き下げるべきである。

## (2) 平成 29 年度以降の調達価格の算定に向けて

### ① 調達価格等算定委員会による導入量等のコントロール

今般の F I T 制度の見直しで、基本的視点として盛り込まれた「再生可能エネルギーの導入促進と国民負担の抑制の両立」を最適な形で実現するためには、今後の導入量や賦課金総額の目標値設定、買取価格・期間・方法・導入量を総合的にコントロールする仕組みの構築が必要である。

### ② 中長期的な買取価格算定に向け慎重な議論を

上記 (1) ④に記載したとおり、ビジネスの世界では、経営者の力量と責任に基づいて将来を見通し、その結果を踏まえた経営を行うことが一般的である。また、将来の買取価格がその時点での実勢価格を踏まえているかどうかについては、将来価格決定時点では把握しづらく、適切な価格決定は極めて難しい。

そのため、中長期的な買取価格算定の議論を行う際には、技術革新等による今後の価格低減ポテンシャル等の分析を慎重かつ厳密に行うとともに、価格決定後、実勢価格との乖離がないかどうか、きめ細かく検証することが必要である。また、検証の結果、実勢価格と乖離が生じた場合は、正当な理由に乏しい国民負担を伴うことになることから、一旦決定した買取価格であっても、機動的かつ柔軟に見直すべきである。

### ③ 「供給量勘案上乗せ措置」の効果の検証

太陽光導入への偏重を是正し、コストが安価で出力が安定的な再生可能エネルギー源の導入促進に繋がる措置として、太陽光以外の再生可能エネルギー源に対し、平成 27 年度調達価格から、内部収益率を上乗せする「供給量勘案上乗せ措置」が講じられている。その適用期限は、調達価格等算定委員会の「平成 27 年度調達価格及び調達期間に関する意見」に、「今後、供給量勘案上乗せ措置をどれだけ継続するかについては、今後の導入状況を踏まえて見極めることとする」と記載されている。

しかし、制度創設時から 27 年 6 月末までの 3 年間講じられていた「利潤配慮期間」における再生可能エネルギーの導入状況をみると、太陽光への偏重が実績として明確になっており、同期間の設定が再生可能エネルギーのバランスの取れ

た導入促進に効果があったとは言えない。また、内部収益率の上乗せは国民負担の増加に直結する。

このため、調達価格等算定委員会で調達価格の見直しを議論する際には必ず、各再生可能エネルギー源の導入量を基にした同措置の効果の検証、およびそれに基づく措置継続の必要性について議論を行い、効果が乏しければ速やかに廃止すべきである。

### (3) 調達価格等の機動的な見直し

国民による賦課金負担の状況を注視し、半期ごとの調達価格等の改定を可能とする再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項、物価その他の経済事情の著しい変動の発生およびその可能性に基づく調達価格等の改定を可能とする同法第3条第8項を念頭に、機動的な調達価格等の見直しを行うべきである。

### (4) 国民負担に依拠している制度であることを踏まえ適切な情報開示を

F I T制度は幅広くかつ長期にわたる国民負担を伴う仕組みであり、負担者である国民に対し、その負担程度や使途、効果について分かりやすく説明し、理解を得ることが欠かせない。

平成26年9月30日に開催された、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会（第4回）で、平成26年6月末時点の認定案件がすべて運転を開始した場合の賦課金額が約2兆7千億円に上るという試算が示された<sup>2</sup>。この試算は、F I T制度による賦課金負担の将来的な規模と再生可能エネルギー導入見込量、電源ごとの導入割合等を基に、国民がF I T制度の成果を多面的に検証する際に有用なデータであったと評価できる。F I T制度に基づく認定量の日々の変化に応じ、国民負担の規模も変動する。このため、その時の認定量を基にした将来的な国民負担の試算および公表の回数を増やすべきである。

また、再生可能エネルギー特別措置法改正案第9条第5項に盛り込まれた認定情報のみならず、買取対象となった電力を発電した企業の名称やその量、買取金額等の情報を公開することで、国民が負担した賦課金の使途を明確にし、制度の透明性を高める仕組みが必要である。

### (5) 調達価格等算定委員会における議論の活発化に向けて

#### ①幅広い関係者等の議論への参加

再生可能エネルギー特別措置法第36条では、同委員会が必要と認めた場合における、行政機関や地方公共団体の長、その他の者に対する資料提出、意見陳述等の協力依頼について規定している。その趣旨を踏まえ、幅広く関係者、専門家の資料提出、会議出席等による協力を求め、多角的な視点から議論を行うべきである。

<sup>2</sup> 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会（第4回）資料8  
[http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene\\_shinene/shin\\_ene/pdf/004\\_08\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/pdf/004_08_00.pdf)

②産業界出身の委員の追加

電力を使用する側の経営実態を踏まえた検討を行うため、調達価格等算定委員会委員（現行：5名）<sup>3</sup>に、中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えることが必要である。

以 上

---

<sup>3</sup> 調達価格等算定委員会 委員名簿

[http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu\\_kakaku/pdf/022\\_00\\_03.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu_kakaku/pdf/022_00_03.pdf)